

秋田県農業振興地域整備基本方針

平成23年1月

秋 田 県

目 次

前 文	1
第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	2
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	1 1
第 4 農用地等の保全に関する事項	1 5
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	1 6
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	1 8
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	2 4
第 8 第 5 の事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	2 5
第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	2 6

前 文

この農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、秋田県における土地の農業上の有効利用と農業の近代化等のための施策の総合的かつ計画的な推進についての考え方を示すものであり、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第3条の2の規定に基づく国の農用地等の確保等に関する基本指針の変更に従い、法第5条第1項の規定に基づき基本方針を変更したものである。

この基本方針は、農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の策定に際し、その基本となるべき事項につき概ね10年を見通して策定するものである。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

本県は広大な土地資源と豊富な水資源や地下資源、さらには県土の70パーセントに及ぶ森林資源に恵まれた豊かな自然環境を有しており、農地は県土の約13パーセントを占め、全国第6位の広大な面積となっている。

これらの資源を活用した本県の農業は、歴史に培われた高い技術力と人材を有し、米をはじめ野菜、畜産、果実等を中心に我が国有数の産地として、県経済の発展と県民生活の安定、向上に大きな役割を果たしてきたところである。

本県農業の将来像としては、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」（平成22年度公表予定）において、「秋田の強みを発揮できる販売環境づくり」、「新農林水産ビジネスの展開を支える基盤づくり」、「需要創造力と訴求力を兼ね備えた産地づくり」、「他産業との融合による多様な付加価値の創出」、「豊かで安心して暮らせる農山漁村地域づくり」、「温暖化対策と環境保全対策の推進」の6つの基本戦略のもとに、各種施策を推進するものである。

このような本県における農用地等の確保に関する基本的な考え方としては、食料の安定供給のための農業生産基盤としての確保はもとより、県土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成や農業生産活動により生じる多面的機能を発揮するための基盤として確保することが重要であり、これら確保のためには農業生産基盤の整備や農用地等の保全事業等を推進するとともに、農用地区域内の優良農地を確保するため、戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化を図るほか、農用地区域への編入促進や農用地区域からの除外の抑制など農業振興地域制度の適切な運用を図る必要がある。

今後本県では、少子・高齢化が進行する中で、県人口は減少し、また経済社会諸活動は低位安定的な量的拡大の下、産業の高付加価値化や構造変化等による質的变化が進むものと見通される。こうした状況において、農地の非農業的土地利用への転換圧力は弱まるものの、都市化や社会諸活動の安定的拡大傾向は続くと予想される。このため、農用地区域内においても、農地の減少傾向は続くと予想されるが、農業振興地域制度の適切な運用や上記確保の基本的な考え方に基づく各種農業振興施策の実施により、平成32年における農地面積は平成21年の面積とほぼ同程度の143千haの確保を目標とする。

2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地等を確保するためには農業振興地域制度の適切かつ厳格な執行に努め、立地条件に応じたほ場の整備や農業用排水施設の更新・整備など、農業生産基盤の計画的な整備を促進するとともに、認定農業者等の担い手への農地の利用集積等を促進する必要がある。

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とし、都市計画など他の土地利用計画との調整を行い、より適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、公用公共用施設の建設に当たっては、県及び各市町村は法第16条の規定により農用地区域内の土地の農業上の利用を確保

するよう努める責務を有していることにかんがみ、やむを得ず農用地区域内に公用公共用施設を建設する場合は、法第13条第2項各号の変更要件を満たすよう土地の選定に努めるものとする。

法第13条の2の交換分合制度については、農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものであり、農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、積極的に活用するものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

農業上の土地利用の基本的な方向については、農産物の需要の動向に即しつつ生産を行うこととし、これに弾力的に対応できるよう合理的な土地利用を進めることとする。

(1) 県北地帯

この地帯は、県北部に位置する米代川流域に開けた地帯であり、鹿角、大館、北秋田、山本の4つの農業圏からなっている。この地帯の主な産業は、農業のほか、豊富な森林資源を背景とした木材産業、鉱山関連技術を利用したリサイクル関連産業、世界遺産である白神山地、十和田八幡平国立公園等の観光産業等に大別される。また、大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道の交通条件の整備により、都市圏との交流が今後活発になると予想される。

農業生産については、米代川、阿仁川流域平坦部の稲作を始め、鹿角地域における野菜、果樹(りんご)、鹿角・北秋田等奥羽山麓の大家畜畜産、日本海沿岸砂丘地を中心とする野菜、花き等がそれぞれ主産地化している。したがって、土地、水利条件の整備、生産組織の合理化、流通体制の整備等を通じ、土地の農業上の利用を積極的に推進する。

なお、この地帯の各農業圏の主な農業上の土地利用の基本的方向を示せば、次のとおりである。

ア 鹿角農業圏

米代川上流の平坦部は水利、団地性にすぐれ、水田としての土地利用が主体となっており、今後は高生産性農業を実現するためのほ場条件の整備を推進するとともに、汎用化を図り、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。

また、花輪、十和田を中心とする緩傾斜地は、果樹の主産地を形成し樹園地としての土地利用が進んでおり、十和田八幡平国立公園等における自然環境の保全に留意しながら、樹園地としての利用を進める。また、十和田地区を中心とする地域では、酪農、肉用牛、養豚経営が展開されており、今後も畜産による土地利用を促進する。

イ 大館農業圏

米代川流域の平坦部は、水田としての土地利用が主体となっており、今後は高生産性農業を実現するためのほ場条件の整備を推進するとともに、汎用化を図り、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。

奥羽山麓部の緩傾斜地は、果樹と畜産の総合的な振興を図るため、樹園地及び草地

としての土地利用を進める。

ウ 北秋田農業圏

米代川中流、阿仁川流域の沖積盆地は、水田としての土地利用が主体となっており、高生産性農業を実現するためのほ場条件の整備が行われていることから、今後は汎用化を図り、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。

大野台地区等丘陵台地一帯に包蔵する未利用地については、畑地等の農用地としての利用を図る。

森吉、合川地区については、露地野菜の栽培が進んでいるので、今後も畑地としての利用を進める。

エ 山本農業圏

米代川下流一帯の平坦地は、水田としての土地利用が主体となっており、高生産性農業を実現するためのほ場条件の整備を進めるとともに、汎用化を図り、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。

出羽山地部、米代川流域台地においては、能代地区国営総合農地開発事業が実施された区域は農用地として利用を進め、未整備の区域は区画整理を中心とするほ場整備を進め、計画的な土地利用を促進する。

日本海沿岸の砂丘地、米代川流域台地については、県内における有力な野菜、花きの生産団地として団地形成が進んでいるので、畑地かんがい施設の整備を進め、畑地としての利用をさらに進める。

(2) 中央農業地帯

この地帯は日本海沿岸と子吉川流域に形成された地帯であり、秋田周辺、由利の2つの農業圏から構成されている。この地帯の主な産業は、秋田平野と本荘平野に展開される農業のほか、秋田湾新産業都市建設計画や秋田テクノポリス計画により展開された秋田市周辺地域における各種工業のほか、本荘由利地域における電気機械工業、さらには男鹿国定公園や鳥海国定公園を中心とした観光産業、県都秋田市における商業に大別される。

このため、産業構造の変化による農業就業人口の減少、農用地の非農業部門への転用等、他産業の影響を最も強く受けている地帯であり、今後の土地利用を進めるに当たっては都市計画等の非農業的土地利用との調整に留意しつつ、秋田市近郊地域では生鮮食料品、特に野菜、畜産物、果実、花き等の生産団地を育成するための土地を積極的に確保する。

また、日本海沿岸の砂丘地及び子吉川流域については、本県では最も農業立地にめぐまれた地域にあるので、今後においても良質米を中心とした高生産性農業地帯の形成を促進するとともに、出羽山地丘陵地帯の草地については、畑地及び採草放牧地としての土地利用を積極的に進める。

なお、この地帯の各農業圏の主な農業上の土地利用の基本的方向を示せば、次のとお

りである。

ア 秋田周辺農業圏

この地区は、雄物川河口部及び八郎潟周辺の平坦部からなり、秋田平野の中心部に位置している。農用地については、区画形状、かんがい施設等が整備され、また団地性に優れていることから、高生産性農業が期待されているところである。一方、都市化、工業化の影響を強く受け、農業以外の部門の土地需要が高いところである。

したがって、秋田市周辺部については、都市化、工業化による農用地の他用途への転換需要の動向に留意し、それとの調整を図りつつ農用地の確保を進めるとともに、都市部への農産物等の生鮮食料の供給地としての土地利用を推進する。

また、大潟村及びその周辺部については、水田、畑地としての土地利用を確保し、高能率、高生産性農業を展開する。

イ 由利農業圏

子吉川流域平坦部は、水田としての土地利用が主体となっており、ほ場整備が実施されている。今後はほ場の汎用化を図り田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。

また、出羽山地一帯の山麓部は草地としての土地利用を図り、酪農、肉用牛経営など畜産による土地利用を促進するとともに、丘陵地にあつては果樹生産団地の育成を図る。

にかほ市金浦、にかほ市象潟、由利本荘市等日本海沿岸砂丘地については、野菜団地形成が進んでいるので畑地かんがい施設の整備を進め、畑地としての土地利用を確保する。

(3) 県南農業地帯

この地帯は、雄物川流域を中心とした本県の穀倉地帯であり、仙北、平鹿、雄勝の3つの農業圏から構成されている。この地帯の主な産業は、農林業のほか、酒造業を主体とする食品加工業、木材関連産業、電気機械・輸送関連産業、各農業圏の中核都市における商業、栗駒国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園等を中心とする観光産業に大別される。

この地帯は、肥沃で平坦な地形と豊富な水資源に恵まれ、本県の代表的な良質米の生産地帯となっている。米のほか野菜、果樹(りんご)、花き等の主要産地であり、本県農業の拠点としてほ場条件、近代化施設の整備を推進し、生産性の高い農業生産団地を保全形成するための土地利用を積極的に推進する。

なお、この地帯の各農業圏の主な農業上の土地利用の基本的方向を示せば、次のとおりである。

ア 仙北、平鹿農業圏

雄物川中流の平坦部は土地条件や気象条件など良質米の生産に適していることか

ら、水田としての土地利用が主体となっているが、近年はほうれんそうなどの施設型野菜やアスパラガスなどの露地型野菜などの産地化が進んでいる。したがって、高生産性農業を推進するとともに、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を促進する。平野部周辺の丘陵地に形成されている畑地及び未利用地については、野菜、果実、飼料作物等としての土地利用を推進する。

イ 雄勝農業圏

雄物川流域の平坦部は、昭和45年～60年度にかけ集中的にはほ場整備が実施され、生産性の向上と大規模化が図られているが、さらに汎用化のためのほ場条件の整備を推進して、田畑輪換やブロックローテーションによる農地の高度利用を図る。

奥羽山麓及び出羽山地の丘陵地については、大家畜経営を中心とした畜産による土地利用を進めるとともに、緩傾斜地については、畑地及び樹園地としての土地利用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2により農林水産大臣が定めた、「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき農業振興地域の指定を相当とする地域は、次のとおりである。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県北農業地帯	鹿角地域 (鹿角市)	鹿角市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 30,539ha (農用地面積 7,454ha)	
	小坂地域 (小坂町)	小坂町のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,300ha (農用地面積 880ha)	
	大館地域 (大館市)	大館市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 39,929ha (農用地面積 8,771ha)	比内、 田代と 合併
	北秋田地域 (北秋田市)	北秋田市のうち、都市計画法の用途地域、空港及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 36,473ha (農用地面積 7,663ha)	鷹巣、 森吉、 阿仁、 合川が 合併
	上小阿仁地域 (上小阿仁村)	上小阿仁村のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,400ha (農用地面積 538ha)	
	能代地域 (能代市)	能代市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 29,091ha (農用地面積 7,575ha)	ニッ井 と合併

	三種地域 (三種町)	三種町のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 21,394ha (農用地面積 6,368ha)	琴丘、山本、八竜が合併
	八峰地域 (八峰町)	八峰町のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,100ha (農用地面積 2,175ha)	八森、峰浜が合併
	藤里地域 (藤里町)	藤里町のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,000ha (農用地面積 1,074ha)	
県北農業地帯計			総面積 186,226 ha (農用地面積 42,498 ha)	
農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県中央農業地帯	秋田地域 (秋田市)	秋田市のうち、都市計画法の市街化区域、空港及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 48,063ha (農用地面積 9,643ha)	河辺、雄和と合併
	男鹿地域 (男鹿市)	男鹿市のうち、都市計画法の用途地域及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 21,822ha (農用地面積 5,267ha)	若美と合併
	潟上地域 (潟上市)	潟上市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,193ha (農用地面積 3,495ha)	昭和、飯田川天王が合併
	五城目地域 (五城目町)	五城目町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,305ha (農用地面積 1,661ha)	
	八郎潟地域	八郎潟町のうち、都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 1,601ha	

	(八郎潟町)		(農用地面積 746ha)	
	井川地域 (井川町)	井川町のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,700ha (農用地面積 1,322ha)	
	大潟地域 (大潟村)	大潟村のうち、農用地として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 16,636ha (農用地面積 11,755ha)	
	由利本荘地域 (由利本荘市)	由利本荘市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 69,493ha (農用地面積 13,747ha)	本荘ほか7町が合併
	にかほ地域 (にかほ市)	にかほ市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 17,158ha (農用地面積 4,486ha)	仁賀保金浦、象潟が合併
県中央農業地帯計			総面積 197,971 ha (農用地面積 52,122 ha)	
農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県南農業地帯	大仙地域 (大仙市)	大仙市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 60,978ha (農用地面積 21,148ha)	大曲ほか7町村が合併
	仙北地域 (仙北市)	仙北市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 29,671ha (農用地面積 6,060ha)	角館、田沢湖西木が合併
	美郷地域 (美郷町)	美郷町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,032ha (農用地面積 6,195ha)	六郷、千畑、仙南が合併

横手地域 (横手市)	横手市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 47,717ha (農用地面積 18,312ha)	横手ほか7町村が合併
湯沢地域 (湯沢市)	湯沢市のうち、都市計画法の用途地域及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 33,958ha (農用地面積 6,665ha)	湯沢ほか3町村が合併
羽後地域 (羽後町)	羽後町のうち、農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 17,100ha (農用地面積 4,574ha)	
東成瀬地域 (東成瀬村)	東成瀬村のうち、国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,500ha (農用地面積 821ha)	
県南農業地帯計		総面積 205,956 ha (農用地面積 63,775 ha)	
県総合計		総面積 590,153 ha (農用地面積 158,395 ha)	

(注) この表中の農用地面積は、平成21年12月1日時点の農業振興地域内の現況農用地面積である。

市町村名は、平成22年3月31日時点における農業振興地域を指定している市町村の名称であり、指定予定地域名は平成22年3月31日時点における農業振興地域整備計画の変更がなされた指定地域及び今後見直し予定の指定予定地域の名称である。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産の基盤の整備及び開発の方向は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立と農業生産活動を通じた多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）の発揮を図る上での農業用排水施設の適切な維持管理及び農業用水の水質保全や機能維持という観点から進める必要があり、その際、水質、希少動植物など自然環境、景観や生態系に十分配慮して進めることが必要である。

生産性の向上による効率的・安定的な農業経営を実現するためには、今後もほ場整備を計画的に実施し、立地条件に応じたほ場の整備を推進するとともに、多様な担い手への農地の利用集積等を促進する。また、多面的機能の発揮を図るためにも、今後更新時期を迎える農業用排水施設については、長寿命化を見据えたストックマネジメント手法による計画的な更新・整備を進める。これら農業生産の基盤整備のための施策は、原則として農業振興地域内の農用地区域を対象として行うこととし、現状が農用地区域外の土地であってもこれを含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域に編入する。

このほか、農業用水の水質保全や施設の機能維持を図るため、農業集落排水施設の計画的整備を農村の生活環境整備と一体的に推進する。

2 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の構想

上記の基本的な方向に基づき農業地帯別に農業生産基盤の整備及び開発の構想を示せば次のとおりである。

(1) 県北農業地帯

ア 水田の整備

(ア) 水利条件

小規模な用排水改良は、ほ場整備等の面整備と一体的な取組により水管理の合理化を図るとともに、基幹的な農業用排水施設については、老朽化の度合いにより計画的な更新・整備を図り、農業用水の安定供給と多面的機能の維持増進に努める。

(イ) ほ場整備

平場地域においては大区画ほ場整備を主体に、中山間地域においては立地条件に応じたほ場整備を、担い手への農地の利用集積等の農地流動化施策と連携して推進する。また、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策に即応し、水田への大豆等の土地利用型作物の導入の条件整備を図るため、排水対策を積極的に推進する。

イ 畑の整備

(ア) 畑地造成

畑作物の生産と経営安定を図るため、低位・未利用地の整備に努める。

(イ) 畑地整備

分散している畑地の団地化やかんがい施設の整備等の総合的な整備を図る。

ウ 樹園地の整備

鹿角農業圏を中心とするりんごの主産地については、わい化栽培の促進と優良品種への新改植を積極的に推進するとともに、複数の品目による果樹経営を推進する。

また、樹園地の基盤整備やかんがい用水等の水利条件の整備を推進するとともに、担い手への利用集積による集団化や共同防除体制の再編強化を推進する。

エ 採草放牧地の整備

十和田地区、花輪、八幡平の山麓部、大野台及び森吉山麓一帯は草資源に恵まれ、乳用牛、肉用牛振興の中心となっており、需要の動向に即した採草放牧地の整備を行うとともに、その他草地利用施設の整備を図る。

オ 混牧林地の整備

混牧林地として活用できる林地については、牧柵、飲雑用水等の整備を行い、混牧林地としての活用を進める。

(2) 中央農業地帯

ア 水田の整備

(ア) 水利条件

小規模な用排水改良は、ほ場整備等の面整備と一体的な取組により水管理の合理化を図るとともに、基幹的な農業用排水施設については、老朽化の度合いにより計画的な更新・整備を図り、農業用水の安定供給と多面的機能の維持増進に努める。

(イ) ほ場整備

平場地域においては大区画ほ場整備を主体に、中山間地域においては立地条件に応じたほ場整備を、担い手への農地の利用集積等の農地流動化施策と連携して推進する。また、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策に即応し、水田への大豆等の土地利用型作物の導入の条件整備を図るため、排水対策を積極的に推進する。

イ 畑の整備

分散している畑地の団地化やかんがい施設等の総合的な整備を図る。

ウ 樹園地の整備

秋田市、男鹿市周辺の砂丘地帯を中心とした樹園地において、かんがい施設等

の整備を推進するとともに、担い手への利用集積を推進し、果樹振興を図る。

エ 採草放牧地の整備

北部鳥海山麓等では広範に採草放牧地が造成されており、需要の動向に即した畜産経営が可能となるよう飲雑用水等の施設の整備に努める。

(3) 県南農業地帯

ア 水田の整備

(ア) 水利条件

基幹的な農業用排水施設については、老朽化した施設の計画的な更新・整備を図るとともに、一部恒常的な水不足を来している平鹿平野については成瀬ダムにその水源を確保し、老朽化した施設と一体的に改修を図る。また、小規模な用排水改良については、ほ場整備等の面整備と一体的な整備を図る。

(イ) ほ場整備

平場地域においては大区画ほ場整備を主体に、中山間地域においては立地条件に応じたほ場整備を、担い手への農地の利用集積等の農地流動化施策と連携して推進する。また、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策に即応し、水田への大豆等の土地利用型作物の導入の条件整備を図るため、排水対策を積極的に推進する。

イ 畑の整備

分散している畑地の団地化やかんがい施設の整備等の総合な整備を図る。

ウ 樹園地の整備

平鹿農業圏を中心とするりんごの主産地については、品種更新及びわい化栽培を引き続き推進するとともに、複数の品目による果樹経営を推進する。

また、樹園地の基盤整備を促進するとともに、担い手に利用集積するなどの集団化を促進し、併せて共同防除体制の再編強化を進める。

エ 採草放牧地の整備

田沢湖周辺、栗駒山麓一帯は、すでに広大な採草放牧地が造成されており、需要の動向に即した採草放牧地を整備し、草地の利用効率を高める。

3 広域整備の構想

市町村の区域を超える農業生産基盤の整備については、次の構想に基づいて推進する。

① 用排水改良

農業生産基盤の整備開発にかかる事業のうち受益の範囲が広域にわたる基幹農業用排水施設については、農業用水の安定確保と多面的機能の維持増進を図るため計画的な更新・整備を推進する。

なお、整備に際しては市町村整備計画並びにその他関係機関の広域的整備計画と有機的な関連を保ちながら実施する。

ア 米代地域

本地域は、国営開拓建設事業により基幹的な農業用排水施設が整備され、食料供給基地として中核的な役割を果たしているが、将来にわたって大規模かつ優良な農業地域として適切に維持、存続させるためにはこれら施設を計画的かつ機動的に更新・整備する必要がある。

イ 男鹿東部地域

本地域は、八郎潟干拓事業により周辺干拓も含め12,800haが整備され、併せて転作営農を推進するための排水改良施設の整備が実施されており、食料供給基地として将来にわたって大規模かつ優良な農業地域として適切に維持、存続させるためにはこれら施設を計画的かつ機動的に更新・整備する必要がある。

ウ 雄物川中流（仙北平野・平鹿平野）地域

本地域は、県内最大の食料供給基地であり、雄物川筋、田沢疎水、仙北平野、第2田沢疎水の国営事業により大規模な基幹的な農業用排水施設が整備され、併せて県営事業により支線的な水路が整備されている。この地域を将来にわたって大規模かつ優良な農業地域として適切に維持、存続させるためには、これら施設を計画的かつ機動的に更新・整備する必要がある。

特に、平鹿平野については、河川水や湧水等の減少や営農形態の変化等により、恒常的な用水不足を来しており、成瀬ダム（特定多目的ダム）に水源を依存して不足水量を確保し、併せて経年変化に伴い老朽化した基幹施設の更新・整備を行い農業用水の安定供給を図る。

② ほ場整備

農業生産基盤の整備、開発にかかる事業のうち、受益の範囲が広範にわたるほ場整備については、市町村整備計画並びにその他関係機関の広域的整備計画と有機的な関連を保ちつつ推進する。

③ 農用地造成

広範に存在する開発可能な未利用地については、農産物の需要の動向に即した土地利用を基本として、計画的に農用地造成を行う。

④ 農用地の保全

受益の範囲が広域にわたる農用地の保全施設については、市町村整備計画並びにその他関係機関の広域的整備計画と有機的な関連を保ちながら推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

農用地等の保全の基本的な方向としては、農地が生産基盤にとどまらず、農業生産活動が行われることにより生ずる雨水の貯留機能や水源のかん養機能、土壌浸食防止機能等の多面的な機能を有しており、県土の保全や県民の豊かで潤いのある生活の実現に欠かせないものであることを考慮して進める必要がある。

このため、集団的な農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業生産基盤として良好な状態で維持・保全する施策を推進するとともに、多面的機能の維持のためには、遊休農地の解消や特に中山間地域における耕作放棄地の発生抑制や再生の施策を推進する。

2 農用地等の保全のための事業

農用地等の保全のための事業としては、農用地及び農業用施設等に関わる災害を防止するため、農業用ため池の改修や用排水施設の新設・改修、及び土砂崩壊の危険箇所への災害防止施設の設置を推進する。

また、集団的な農地に介在する耕作放棄地等については、農業生産基盤整備事業等の実施を契機とした農地の利用集積等により、整備・復旧を図る。

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地の解消や耕作放棄地の発生防止の取組については、遊休農地の利活用計画の策定や実践活動、農業上の活用を促進するための簡易な基盤整備、市民農園や体験農園等の多様な農園の整備について支援する。このほか、平地地域との農業生産条件の不利を補正し、中山間地域における農業生産活動の継続による農地の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度の円滑かつ実効ある推進を支援する。

また、中山間地域等における土地改良施設等の有する多面的機能の十分な発揮を図るため、「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金（中山間地域の活性化を図るため、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮並びに地域住民運動の活性化に関する事業に充てる資金）」等の運用益を活用して、地域住民による自主的な保全・利活用活動を支援する。

このほか、戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化や担い手等への農地の利用集積等の措置、農地・水・環境保全向上対策事業など農地保全のための各種施策により農用地等の保全・有効利用を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、土地資源の有効利用を基本としつつ効率的かつ安定的な担い手への農用地利用の集積による土地利用型農業の規模拡大を図る必要がある。このため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業を中心とした各種農地流動化施策を積極的に進め、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。さらに、関係農業者等の合意形成に努め作付地の集団化、不作付地の解消等農用地の利用度の向上、農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携による地力の維持増進等を促進する。

かかる視点に立って各農業地帯ごとに目標とすべき経営規模及びその方向を示すと次のとおりである。

(1) 県北農業地帯

この地帯の農業は、他の地帯に比較して自然的な制約が多いものの、経営規模が1戸当たり平均2.1haと県平均と同様であるが、農家経済における農業依存が低く兼業化が進んでいる地帯である。

このため、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの生産組織を積極的に育成し、その活動の定着化を図りながら農用地の効率的かつ総合的な利用、さらには農業経営基盤強化促進対策事業等による農地の流動化、農作業受委託の促進を積極的に推進して認定農業者等の経営規模の拡大に努める。

また、この地帯において今後の発展が期待される営農形態は、豊富な草資源に恵まれていることから、基幹作目である稲作に大家畜を中心とした畜産、果樹、野菜、花き、大豆等を組み合わせた複合経営の推進が必要である。

この場合、中核的農家の中で自立経営の目標とすべき代表的な営農類型としては、水稲作専業経営で概ね8.0ha、果樹作専業経営で1.7～2.2ha、奥羽山麓及び十和田地区を中心とした酪農専業経営で50頭、肉用牛専業経営(肥育)で150～200頭程度の規模が必要である。また、複合経営では基幹作目である水稲作と果樹の場合、稲作を6.0haとすると、果樹作が概ね1.0ha、水稲作と野菜作の場合、水稲を4.0haとすると、野菜作は概ね0.6ha、施設が1,200㎡、水稲作と肉用牛、養鶏(比内地鶏)の場合、水稲作を4.0haとすると、肉用牛(繁殖)は40頭、肉用牛(肥育)は50頭、養鶏(比内地鶏)は7,000羽必要である。

(2) 県中央農業地帯

この地帯の農業は都市化、工業化の影響を最も強く受け、地価及び労賃の上昇さらには通勤型兼業機会の拡大等により農用地等の資産的保有の傾向を強めている地帯である。

農用地の流動はその大部分が農業以外の部門への流動集積であり、農業部門への流動

は極めて少なく推移してきた。したがって、都市化、工業化の進展している秋田市周辺の農業地帯では、農地の流動化又は未利用地の農用地開発による土地の外延的拡大はあまり期待されず、経営規模拡大の方向は土地利用率の向上、施設園芸、資本集約型農業による内延的規模拡大が中心となる。

このため、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの生産組織を積極的に育成し、その活動の定着化を図りながら農用地の効率的かつ総合的な利用、さらには農業経営基盤強化促進対策事業等による農地の流動化、農作業受委託の促進を積極的に推進して認定農業者等の経営規模の拡大に努める。

なお、この地帯における今後の代表的な営農類型としては、水稻作専業経営で概ね8.0ha、鳥海山麓及び出羽山地に展望されている酪農専業経営で50頭以上、肉用牛専業経営(肥育)で150頭以上の規模が必要である。また、複合経営では水稻作を4.0haとすると野菜作は概ね1.0ha、施設園芸が2,000㎡の規模が必要となる。

(3) 県南農業地帯

この地帯は本県の典型的な稲作地帯であり、田の面積シェアは県全体の約4割を占めている。

しかし、近年稲作の省力化と他産業就労機会の増加に伴い農家の階層分化もみられ、したがって、この地帯における経営規模拡大の方向は、未利用地の開発等による外延的な規模拡大と稲作、大家畜畜産及び果樹作等の専業経営のほかは、基幹作目である稲作に果樹、畜産、野菜、花き、工芸作物等を組み合わせた複合経営が中心となる。

このため、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの生産組織を積極的に育成し、その活動の定着化を図りながら農用地の効率的かつ総合的な利用、さらには農業経営基盤強化促進対策事業等による農地の流動化、農作業受委託の促進を積極的に推進して認定農業者等の経営規模の拡大に努める。

なお、この地帯の代表的な営農類型としては、水稻作専業経営で概ね7.0ha、ふじ等高級品種を中心とする果樹作専業経営で、概ね2.0ha、出羽山地に展望されている酪農専業経営で50頭以上、肉用牛専業経営(肥育)で150頭以上の規模が必要であり、また、複合経営では基幹作目である水稻作を4.0haとした場合、果樹作が1.0ha、水稻と野菜の場合、稲作を3.3haとすると野菜は概ね0.3haと施設で3,000㎡の規模が必要となる。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

農業生産の担い手である農業労働力は、他産業の高度成長に伴う都市化、工業化の伸長発展により減少を続けているが、その減少圏域は単に県中央部の秋田市周辺地域にとどまらず、県北、県南部のいわゆる純農村地域にも波及している現状にある。

このような情勢に対処して、本県農業をわが国の食料供給基地として育成するためには、規模が大きく生産性の高い農業経営を確立し、その生産性が全国的にみて優位である米を基幹としつつ、今後、需要の増大が見込まれる農畜産物の生産拡大を促進する必要がある。

このためには、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの育成とこれら経営体へ農用地を利用集積するなど流動化の促進により規模拡大を図り、土地基盤の整備による農業生産性の向上と広域的な流通体制の近代化を推進する高性能、高能率機械及び施設を整備する必要がある。とくに、果樹、野菜、畜産等の複合経営地帯では、農協を主体とした大規模な機械・施設利用を推進する必要がある。

以上のような基本的方向に基づいて、農業地帯別の農業近代化施設の整備の方向を示せば次のとおりである。

1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

(1) 県北農業地帯

この地帯は、米を始め豊富な草資源を活用した畜産、鹿角りんごで代表される果樹及び野菜、特用作物を中心とした畑作によって主産地が形成されつつあり、生産基盤の整備と相まって適正規模の近代化施設を計画的に導入し、農業生産性の向上を図ることが重要である。なお、この地帯の重点作目としては基幹作目としての米のほか、大豆、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏、りんご、えだまめ、きゃべつ、きゅうり、トマト、ねぎ、アスパラガス、もも、メロン、たばこ、花き、ホップ等があげられるが、これらの作目の今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、おおよそ次のとおりである。

ア 水 稲

この地帯は、米の主産地であり、良質米生産を基調とした高生産性稲作経営を確立するための認定農業者や集落営農組織・農業法人などの育成と農地流動化等の促進による規模拡大を図るとともに高性能機械と調製、貯蔵施設等の近代化施設を計画的に整備する。

イ 酪 農

草地利用による専業酪農経営が形成されており、大規模専業酪農を推進するため畜舎等の飼養施設、家畜排せつ物処理施設、草地管理機械等を中心とした近代化施設を計画的に整備する。

ウ 肉用牛

この地帯は、十和田、花輪、八幡平及び森吉山麓を中心に繁殖、肥育経営が展開されており、畜舎、家畜排せつ物処理施設、草地管理機械及び公共放牧場等近代化施設を計画的に整備する。

エ 養 豚

鹿角農業圏及び大館農業圏を中心に畑作地帯と水田地帯に養豚団地が形成されており、畜舎、家畜排せつ物処理施設及び飼料集配施設、繁殖センター等近代化施設を計画的に整備するとともに、大規模化と環境に配慮した企業畜産の積極的な受け入れを促進する。

オ 養 鶏

北秋田市を中心に養鶏団地が形成されており、適正規模の家畜排せつ物処理施設、鶏卵集出荷施設等の近代化施設を計画的に整備する。

カ 野菜、花き

この地帯は、野菜(えだまめ、きゃべつ、アスパラガス、きゅうり、トマト、ねぎ、メロン等)や花きの主産地が形成されているほか、じゅんさい、とんぶりなど農業圏毎に特徴のある農産物を有していることから、生産の集団化と協業化を推進するため、生産集団あるいは農協等を単位とした共同育苗施設、共同防除機具、選別、荷造、集出荷等の基幹施設を計画的に整備する。

キ たばこ・ホップ

たばこ、ホップは、畑作地帯及び平場地帯の転換畑にも団地化が進んでおり、生産組合を中心に栽培規模を加味しながら共同育苗施設、共同乾燥施設、共同集出荷施設を計画的に整備し、たばこ作生産の団地化と省力化・高品位化を図る。

ク 果樹(りんご)

鹿角農業圏を中心にりんごの主産地が形成されており、生産性の高い果樹作を推進するため、スピードプレイヤー等の高性能機械及び集荷・選果施設、冷蔵庫等の近代化施設を営農集団あるいは農協等で計画的に整備する。

(2) 中央農業地帯

この地帯は、秋田市を中心に資本集約的な都市近郊農業がみられるほか、子吉川流域部には、米の主産地が、また日本海沿岸砂丘地には、野菜、花き、さらに出羽山地一帯には大規模畜産団地が形成されており、生産基盤の整備と相まって近代化施設を計画的に導入し、農業生産性の向上を図ることが重要である。

なお、この地帯の重点作目としては、基幹作目としての米のほか、大豆、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏、野菜(えだまめ、アスパラガス、きゅうり、ねぎ、メロン等)、花き、なしがあげられるので、これらの作目の今後における農業技術、生産体制及び近代化施

設の整備の方針はおおよそ次のとおりとする。

ア 水 稲

この地帯は本県の代表的な米の主産地であるほか、わが国の新農村モデル村としての大潟村を含むことから、土地基盤の整備と相まって、良質米生産を基調とした生産性の高い稲作経営を確立するため、認定農業者や集落営農組織・農業法人などの育成と農地流動化等の促進による規模拡大を図るとともに、大型高性能機械及び調製・貯蔵施設等の近代化施設を計画的に整備する。

イ 酪 農

北部鳥海山麓を中心に広大な草資源があり、開発整備も促進されており、山腹酪農等の振興が図られるよう、素牛育成施設、畜舎、家畜排せつ物処理施設、草地管理機械等の近代化施設を計画的に整備する。

ウ 肉用牛

由利農業圏を中心に草地造成、水田のフル活用等を通じて飼料基盤を確立するとともに、素牛育成施設、畜舎、家畜排せつ物処理施設、飲雑用水施設、流通施設、家畜市場等の近代化施設を計画的に整備する。

エ 養 豚

由利農業園を中心に地域性と規模等を加味した畜舎、家畜排せつ物処理等の近代化施設を計画的に整備する。

オ 養 鶏

秋田市近郊を中心に養鶏団地が形成されているので、集卵センター等の計画的な整備を促進する。

カ 野菜、施設園芸及び花き

この地帯は、都市近郊立地を背景として秋田市周辺の洪積台地、由利本荘市、潟上市天王地区の海岸砂丘地を中心に、野菜(えだまめ、アスパラガス、きゃべつ、ねぎ、メロン等)、花き(キク、バラ、リンドウ、鉢物等)、施設園芸等の主産地が形成されているので、砂丘畑については畑地かんがい施設、その他の畑地については、分散している畑地の団地化等の総合的な整備を推進するとともに、集出荷センター、大型ハウス団地造成に必要な関連施設等を整備し、高級野菜と花きの広域団地を形成する。

キ 果 樹(なし)

果樹は男鹿市、潟上市天王を中心に、主として「なし」の産地が形成されている。したがって、畑地かんがい施設、スピードスプレイヤー等の高性能機械、選果、貯蔵、集出荷施設を計画的に整備するとともに、これら広域施設の利用が促進されるよう協業等の利用組織を整備して果樹の振興を図る。

(3) 県南農業地帯

この地帯は、本県農業生産の中核基地となっており、基幹作物である米を始め畜産、りんご、野菜、花き、たばこ、ホップ等を中心とした主産地が形成されており、生産基盤の整備と相まって近代化施設を計画的に導入し、農業生産性の向上を図る必要がある。

したがって、この地帯の重点作物は極めて広範にわたるが、米、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏、りんご、えだまめ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか、さくらんぼ、いちご、花き、たばこ、ホップ等があげられるので、今後における農業生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、おおよそ次のとおりである。

ア 水 稲

この地帯は本県の代表的な米の産地であり、生産性の高いことから全国的にもその優位性が認められている。さらに、良質米生産を基調とした高生産性稲作経営を確立するため、認定農業者や集落営農組織・農業法人などの育成と農地流動化等の促進による規模拡大を図るとともに、大型高性能機械及び調製、貯蔵施設等の近代化施設を計画的に整備する。

イ 酪 農

奥羽山麓と出羽山地一帯の豊富な草資源を基盤とした酪農経営が展開されており、草地管理機械、放牧施設、素牛育成施設、家畜排せつ物処理施設等の近代化施設を計画的に整備して酪農経営の近代化を図る。

ウ 肉用牛

出羽山地と栗駒山麓を中心とする雄勝農業圏、大覚野を中心とする仙北農業圏の東部に主産地が形成されており、草地管理機械、素牛育成施設、家畜排せつ物処理施設、放牧場等の肉用牛近代化施設を計画的に整備する。

エ 養 豚

この地帯の養豚は仙北西部、平鹿西部、雄勝地方の平坦部に形成されているが、稲作との複合を主体としたものがほとんどである。したがって、その規模は小さく近代化施設の整備も遅れている。このため、大規模化を促進し、環境に配慮しながら、畜舎、家畜排せつ物処理施設等の近代化施設を計画的に整備する。

オ 養 鶏

養鶏は主として採卵鶏を主体に平鹿地方を中心にその主産地が形成されているが、環境に配慮した家畜排せつ物処理施設等を計画的に整備する。

カ 野菜、花き

平坦部、出羽山地の丘陵台地を中心に野菜(えだまめ、アスパラガス、きゅうり、トマト、すいか、いちご等)の産地形成が進んでおり、生産、集荷のための協業組織を育成強化、農協、生産集団等が中心となって共同育苗施設、共同防除施設、選別処

理施設等の近代化施設を計画的に整備する。

花きは肥沃な水田転換畑を活用・拡大し、水稻部門をはるかに超える収入を上げる農家も多く、近年は集落営農でも取り組まれ、地域農業を支える品目として拡大していることから、生産技術の高度化、環境にやさしい花き農業を目指し生産施設の整備や生産体制の拡充を図る。

キ たばこ・ホップ

たばこ、ホップは、山間畑作地帯及び平地地帯の転換畑にも団地形成が進んでおり、生産組合を中心に栽培規模を加味しながら共同育苗、共同乾燥、共同集出荷施設を計画的に整備し、たばこ作生産と省力化・高品位化の団地化を図る。

ク 果樹(りんご、さくらんぼ)

この地帯の果樹は、本県果樹の主要産地であり、市場性の高い果樹産地として全国的にも優れた地域である。近代化をさらに推進するため、わい化栽培の導入や農協・生産組合等が中心となって選果並びに集出荷施設、スピードスプレイヤーの導入、あるいは冷蔵施設の整備等近代化施設を計画的に整備する。

2 広域整備の構想

(1) 米生産の総合的改善施設

今後における本県の米の生産については、多様なニーズを的確に生産に反映させ、高品質・良食味米の計画的な生産により商品力の向上を図り、一層の低コスト・高能率生産を推進し、全国トップブランドとしての秋田米の確立を図ることが強く要請されている。したがって、本県における米の主要生産地帯において生産と流通の総合的な改善を図ることを基調とし、大規模乾燥調整貯蔵施設等の広域施設を計画的に整備する。

(2) 種苗センター

産地拡大のため必要な野菜等の優良種苗を安定的に供給するため、県種苗センター及び地域種苗センターの機能を強化する。また、基幹作物としての米のほか、大豆、麦の優良種子の生産・確保と種子更新率の向上のための支援を行う。

(3) 花き種苗センター

花き類の需要は国民生活の向上等に伴い安定的な増加傾向を維持しているので、その生産拡大と安定供給を通じて産地の発展を図るため、生産拡大対策と花き消費の拡大としての機能を有する総合的な拠点施設として花き種苗センターを活用する。

(4) 公共牧場

大家畜の振興のための拠点を整備するため、大規模牧場を基幹として放牧、採草、さらには観光と一体となった活用等の機能を分担する公共牧場の整備を促進する。

(5) 家畜市場

家畜取引の近代化を図るため、家畜市場の再編整備を推進する。

(6) 養豚センター

養豚の主産地に養豚センターを設置し、経営の近代化と計画的な生産を推進する。

(7) 農林業関係利用施設

農林業が一体となって振興を図る必要のある地域においては、農林業関係利用施設等を計画的に整備し特産物等の特産品としての産地形成に努める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のため施設の整備の方向

農業就業人口の減少や高齢化が進む中で、将来にわたって地域農業・農村の維持発展を図るため、効率的かつ安定的な経営をめざす認定農業者をはじめ、集落営農組織や農業法人など、それぞれの地域の実態に応じた多様な担い手を幅広く育成する必要がある。

また、次代を担う若い農業者の確保・育成を図るため、就農啓発から経営の安定までの支援体制を強化するとともに、女性や高齢者を農業生産や地域づくりの重要な担い手として位置づけ、生き生きと活動できる環境づくりを進めることも必要である。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

施設の整備については、上記の担い手の育成及び確保の基本的な方向に即して進めることとし、就農啓発を目的とした農作業体験施設や新規就農者等の研修施設、農業情報に関する情報通信施設、女性や高齢者の就農支援施設等の整備を推進する。

なお、これら施設の整備に際しては、農業上の土地利用の方向や農業生産基盤の整備及び開発の方向に留意して進める必要があるほか、施設の整備に当たっては、優良農用地の保全に配慮し農用地利用計画との整合に留意する必要がある。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

就農に必要な農業技術や経営に関する研修制度、インターネットの農業上の利活用を促進するための研修や実際の利活用の支援を行う。

また、県内各試験場等における農業技術研修や機械・施設のリース、農地等の賃借料の助成を推進する。さらに、意欲ある新規就農者を広範に確保するため、学校教育と連携しながら就農啓発するほか、各農業者や市町村、農協、学校教育関係者が一体となり、将来の担い手となる子供たちに農業体験など幅広い学習機会を提供し、農業や農村への理解を深める運動を展開する。

第8 第5の事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農業は、積雪寒冷地帯というきびしい自然条件のもとで、土地利用型農業を基調とし稲作経営を主体に発展してきた歴史的背景から米に偏った農業構造となっているが、稲作を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、米に偏った生産構造の改革と体質の強い農業経営の確立を図るため、野菜をはじめ、花き・果樹・畜産・大豆などの生産拡大に取組、市場競争力あふれる産地づくりを推進する必要がある。

このような状況において、農家一戸当たりの平均農用地面積も約2.1haと規模は拡大傾向にあるが、農業所得は減少傾向にあることから、農村地域の活性化を図るためには、単に農業生産に止まることなく、地域に賦存する特産品や豊かな自然などの有形・無形の資源の付加価値を高めビジネスとして生かすとともに、食品製造業や観光産業などの周辺産業との連携により、新たな地場産業を創出し、農業者の所得向上と就業機会の拡大を図ることが必要である。

したがって、農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を促進するとともに、農村地域のもつ有形・無形の資源を活用したアグリビジネスの企業化、さらにはこうした活動を通じた都市との交流や消費者とのネットワークづくりなどを促進し、農業従事者の就業機会の拡大にむけた取組が必要である。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

- (1) 農村地域の特色を生かしたアグリビジネスの企業化を支援し就業機会の拡大を図るため、地域農林水産物の加工処理施設や直売施設等の整備を推進するとともに、地域の農林水産業や地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの振興等を支援する。

また、農村地域における農外就労の場を確保するため、農村地域工業等導入促進法に基づく計画的な企業の誘致を図る。

なお、これら就業機会の確保のための施設の整備にあたっては、優良農地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に留意する。

- (2) 本県における出稼ぎ従事者は、近年減少傾向にあり、出稼ぎ従事者に占める農業従事者の割合も減少傾向にあるが、なお5割以上を農業従事者が占めており、県南地域においてその割合が高くなっている。このような状況の下、これら出稼ぎに従事している者については、事業所訪問、巡回指導等の援護事業により安全就労の確保を図るとともに、出稼ぎ等の不安定な就業状態にある農業従事者については、(1)の構想の推進により、安定的な就業の場への就業を促進することが必要である。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の方向

農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に関しては、農村地域の特性や農業生産活動により生ずる国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能の維持と活用の観点から整備する必要がある、基本的な方向を示せば次のとおりである。

豊かな自然との共生の実現を目指し、農業生産活動や地域住民を含む多様な主体の参画による保全活動の推進、必要な施設整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る必要がある。

農用地の適切な維持管理、河川や湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正利用等を通じ、水環境への負担を軽減し、健全な水循環の確保を図る必要があるほか、生活排水による水質汚濁や環境保全型農業の実践による環境負荷の低減など自然環境の保全に配慮した取組は重要である。

農村の地域特性を踏まえ、水辺環境の保全・創出、田園がおりなす風景や里山の景観保全など美しくゆとりある景観の維持・形成を図ることが必要である。

2 生活環境施設の整備の構想

生活環境施設の整備については、農村住民や都市との交流、アグリビジネスを推進し、活力ある地域社会を形成するため、活動の拠点施設や交流施設の整備を促進する。

また、農業集落排水施設は、農業用水をはじめ、公共用水域の水質保全に寄与するほか、快適な農村社会の形成に貢献するものであり、施設の更新を含め計画的な整備を促進する。

農業・農村の安全・安心を確保するため、老朽化した土地改良施設等の更新を促進するとともに、農村住民等の参画による農地保全活動を推進する。

なお、施設の整備にあたっては、施設の利用見込み等を考慮した効率的かつ適切な配置とし、優良農地の保全の観点から農用地利用計画との整合性に留意する必要がある。